部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第７４号
（生企）
令和８年３月19日
５年保存（口訓）
本　部　長

品触要綱の制定について（通達乙）

品触れの作成、運用等については、「品触要綱の制定について（通達乙）」（令和３年２月９日刑企発第42号。以下旧通達という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達の有効期間の満了に伴い、「品触要綱」を別添のとおり同内容で発出し、令和８年４月１日から実施することとしたので、引き続き、適切な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

品触要綱

第１　目的

この要綱は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第１項又は質屋営業法（昭和25年法律第158号）第20条第１項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　品触れの実施対象

１　品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。

２　犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第36条第１項第２号に規定する重要品触れは、おおむね次の盗品等について発するものとする。

(1)　強盗等の凶悪事件に関する盗品等

(2)　組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等

(3)　重要文化財その他これに準ずる盗品等

(4)　社会的反響の大きい事件に関する盗品等

(5)　その他特異重要事件に関する盗品等

第３　品触れを発する要領等

品触れは、個別の事件ごとに、別記様式の（特別重要・重要・普通）品触れを作成し、書面により発するものとする。

第４　品触れによる手配依頼等

１　他の都道府県警察に対する手配依頼の要領

(1)　署長は、品触れによる手配を他の都道府県警察に依頼するときは、刑事企画課長を経由して行うものとする。この場合、対象とする地域、古物商等の種別等、必要な事項を明確にした上で行わなければならない。

(2)　普通品触れによる手配は、原則として、他の都道府県警察に依頼しないものとする。ただし、特別の必要があるときは、範囲を限定して行うことができる。

２　他の都道府県警察から手配依頼を受けた場合の措置

(1)　刑事企画課長は、他の都道府県警察から品触れによる手配の依頼を受理したときは、その品触れを関係署長に配付するものとする。

(2)　署長は、(1)による品触れの配付を受けたときは、管轄内の関係古物商等に対して品触れによる手配を行うものとする。

第５　訂正及び解除の通知

1　訂正の通知

(1)　署長は、品触れの内容を訂正する場合は、速やかに管轄内の関係古物商等に対して訂正事項を通知するとともに、他の都道府県警察に品触れによる手配を依頼しているときは、刑事企画課長を経由して他の都道府県警察に訂正事項を通知するものとする。

(2)　刑事企画課長は、他の都道府県警察から品触れの訂正の通知を受けたときは、関係署長に訂正事項を通知するものとする。

(3)　署長は、(2)による通知を受けたときは、管轄内の関係古物商等に対し訂正事項を通知するものとする。

2　解除の通知

(1)　署長は、品触れに係る盗品等を発見し又は発見した旨の届出を古物商等から受けた場合には、管轄内の関係古物商等に手配解除の通知をするとともに、他の都道府県警察に品触れによる手配を依頼しているときは、当該他の都道府県警察に刑事企画課長を経由して手配解除の通知を行うものとする。

(2)　刑事企画課は、他の都道府県警察から手配の依頼を受けていた品触れに係る盗品等の発見の通知を受けた場合は、関係署長に手配解除の通知を行うものとする。

(3)　署長は、(2)による手配解除の通知を受けたときは、管轄内の関係古物商等に対し、手配解除の通知を行うものとする。

第6　留意事項

署長は、管轄内の古物商等と良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見の促進を図るよう適切な施策を実施すること。

別記様式

（特別重要・重要・普通）品触れ

第　　号

手　配　盗　品　等
上記の物品は、　　年　　月　　日発生の　　事件における盗品等です。 発見の際は、警察官にお知らせ下さい。

年　　月　　日

受領年月日	年　　月　　日